

令和4年1月 定例教育委員会 会議録 要旨

1 日 時

令和4年1月27日(木)

開会 午前9時30分 閉会 午前11時36分

2 場 所

市役所西館 大会議室

3 出席及び欠席委員

出席者 大野教育長 荒牧委員 飯盛委員 白木原委員 吉田委員 永野委員 梶原委員

欠席者 なし

4. 会議出席職員

池田教育部長 江頭学校教育担当部長 高塚教育総務課長 楠田保育幼稚園課長 空閑生涯学習課長 相原文化課長 西教育総務課副課長 松尾保育幼稚園課副課長 福元生涯学習課副課長 山下教育総務課庶務係長

5. 傍聴者

なし

6. 教育長の報告事項

- ・新しい年に入り約1箇月経とうとしているが、仕事始め以降新型コロナウイルス感染症の拡大があり、ここ数日は常に最多の感染者数を出している状態。
- ・今日から佐賀県を含む34都道府県が2月20日までまん延防止等重点措置をされる。
- ・3学期が始まり、学校ではまとめの学期に入っているが、幼稚園、保育園、認定こども園、学校、それぞれ感染対策を講じながら継続して教育、保育がなされていることに感謝をしている。
- ・4日、執務始め式、経営戦略会議、新型コロナウイルス感染症対策本部会議、男女共同参画推進本部会議の開催。
- ・5、6日、東部教育事務所長面談。各学校における人事に向けての面談を行った。
- ・7日、当初予算市長査定、佐同教第3回幹事事務局研修会の開催。東部教育事務所管内教育長会はオンラインで開催。
- ・9日、小城市成人式の開催。式は滞りなく開催されたが、その後のコロナ感染が目立ったところは否めない。
- ・4月から民法の改正が施行され、18歳から成人となるが小城市は今までやってきた成人式の対象年代で20歳の方々に1つの節目を迎える式を行う予定。
- ・高校の指導要領が4月から改訂され、金融教育の充実が改訂されるが、金融や経済についてはしっかり考えていかなければならないと思う。
- ・11日から3学期が始業。課長副課長会議、夜間中学における意見交換会、新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催。
- ・14日、部落解放同盟佐賀県連合会2022年の旗開きが唐津で開催予定だったが中止。川端誠氏の読み聞かせ。
- ・15日、第8回佐賀うちどくフェスティバルin小城、第71回社会を明るくする運動作文発表会。
- ・18日、第4回小城市青少年育成市民会議常任理事会、第2回実践交流会、これは人権同和教育の中でのオンライン交流会。ネット上の人権侵害を中心に話をした。

- ・19日、定例小中学校長会。
- ・20日、教育委員会佐賀県連絡協議会、私立高校前期入試、新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催。
- ・21日、課長副課長会議、市議会の臨時会の開催。新型コロナウイルス臨時交付金等の補正予算等の議決をもらったところ。それから東部管内教育長協議会がオンラインで開催。
- ・24日、新型コロナウイルス感染症対策本部会議の44回目が開催。
- ・26日、第3回文化財保護審議会の開催。土生遺跡の出土木製品の指定を今年度したい。
- ・本日、定例教育委員会。午後からは新型コロナウイルス感染症対策本部会議実施予定。
- ・30日のモデル子どもクラブ発表会、青少健事業、2月6日第26回高田保馬博士をたたえる会は中止。
- ・2月3日、私立高校後期入試、8日が県立高校特別入試、3月8日が県立高校一般選抜入試。

【意見・質問】

なし

7. 議 事

第1 議決事項

【会議録】

教育委員会の会議録について（公開）

【結果】

承認

【議案第32号】

小城市子どもサポーター配置要綱の一部を改正する訓令

◇教育総務課長が説明

提案理由としては、申請様式の押印見直しにより規則を改正する必要があるため。

様式第2号、様式第3号並びに様式第4号の押印を廃止。それに加え、様式第5号については、申請様式の定めがなかったため、今回追加をした。

第8条第1項。現行では「3月までに校長へ通知するものとする。」を改正後では「3月末までに校長へ通知するものとする。」と改めている。

また、第3項においては、現行では「校長は事前にその旨、」の次に、今回様式5号を定めたので、改正後では「子どもサポーターの担当児童生徒の（変更・追加）について（申請）（用紙第5号）により」を追加している。

【意見・質問】

○F委員

サポートを受ける側の児童・生徒の数が今どれくらいいるのか。それと、実際サポートをされて何か課題があるのか、順調にいつているのか。もう一件、このサポーターの待遇、いわゆる給与の面の待遇はどういうふうになっているのか。

○学校教育担当部長

前半の部分の子どもサポーターの対象児童等の質問について年度始めのところの申請のあった部分でお答えさせていただく。

まず、子どもサポーターの人数は、小・中学校合わせて、24名でさせていただいている。これは

ずっとここ4年ほど24名で、対象児童については、小学校が66名、中学校が11名。

この子どもサポーターはスタートした時点は大体1名のサポーターで1人を対象というふうな感じでスタートしたが、今は1人のサポーターについて大体3名ほど持っている例が一番多い状況。

○教育総務課副課長

子どもサポーターの方々の待遇について、今年度から日額で計算をさせていただいている。金額については、経験がある方、ない方いらっしゃるの、その段階で様々設定をさせていただいているが、1日大体7,500円から8,000円ぐらいの間で設定をさせていただいている。

あと、夏休み、冬休み等の長期休暇については、子どもたちがいないので、勤務がないという形で設定をさせていただいている。

詳しい資料があるので、この会の後に配付をさせていただければと思う。

○教育長

F委員から出た子どもサポーターの事業については非常に重要な一つの事業として捉えている。24名今おられるが、対象児童については、先ほど担当部長から話があったが、実は本当はまだ要望がいっぱいある。その要望に応えられるような状況には今ないが、最低限できることで1人当たり3名とかという形になっている。

今後考えていくべきことはこの増員、または増員した場合の人材の確保、それが重要になっていく。予算を伴うものなので、簡単に増やすということではできないが、今後考えていかなければいけない一つの課題というふうに捉えている状況。

【結果】

承認

第2 報告事項

【報告第43号】

令和4年第1回小城市議会臨時会における教育委員会所管議案について

◇教育総務課長が説明

報告理由は、小城市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第3項により報告するもの。

令和4年第1回小城市議会臨時会上程議案のうち教育委員会所管のものについては、予算案1件だった。令和3年度小城市一般会計補正予算（第14号）については、主に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の追加、あるいは減額となっている。

◇保育幼稚園課長が説明

保育幼稚園課が所管するものとして、3款. 民生費、2項. 児童福祉費、5目. 保育園費がある。補正額が706万8,000円。その内訳は、小城保育園施設維持管理事業が308万9,000円。こちらについては手洗い場の設置と休憩室の空調の工事費と、備品購入費としてお昼寝用ベッドを110台とその収納台車が11台等。

続いて、砥川保育園施設維持管理費156万2,000円について、こちらは全て備品購入費。小城保育園と同じくお昼寝用ベッド95台と収納庫10台等。

続いて、三日月幼稚園の幼児教育・保育事業について、こちらは前に備品購入費として購入をした予算残の減額の1万円。

続いて、三日月幼稚園施設維持管理事業242万7,000円、こちらは工事請負費として遊戯室の空調機の入替え1台分。それとあわせて、備品購入費として、こちらもお昼寝用ベッドということで90万円とその収納庫10台等。

続いて、幼稚園費。こちらは晴田幼稚園の施設維持管理事業で 38 万 3,000 円の増額。晴田幼稚園は備品購入費で、収納ベッド付医療品戸棚ということで、戸棚があり、その戸棚を引き出すとベッドが出てくるような形で、園のほうに養護室等がないので、そういう形で養護室として使えるような形で備品の購入費ということで上げている。

繰越明許費補正。こちらは 3 款の民生費で三日月幼稚園施設維持管理事業 115 万 3,000 円、先ほど説明した遊戯室のエアコンの取替えの整備で、年度内に終わらない可能性があるので、繰越しという形で計上させていただいている。

◇教育総務課長が説明

続いて、教育総務課のほうから、10 款. 教育費、3 項. 中学校費、事業名中学校施設整備事業に 160 万 8,000 円を計上。これは牛津中学校に来年度特別支援学級が 1 教室増えるということで、その教室に空調設備を設置する工事費を計上している。こちらについても年度内に終わる可能性がないので、繰越しという形で計上をさせていただいている。

10 款. 教育費、1 項. 教育総務費、2 目. 事務局費に 51 万 6,000 円の減額を計上。スクール・サポート・スタッフ配置事業で 51 万 6,000 円の減額を行っているのは、実績見込みによる減額を行っている。

次に、2 項. 小学校費、1 目. 学校管理費に 1,208 万 8,000 円の減額を行っている。小学校施設改善事業で 1,208 万 8,000 円の減額を行っているのは、小学校職員及び来客用トイレの改修工事、それと、小学校特別教室棟空調設置工事の入札減として減額を行ったもの。

次に、3 項. 中学校費、1 目. 学校管理費に 11 万 8,000 円の減額を行っている。中学校施設改善事業に 11 万 8,000 円の減額を行っているが、こちらは先ほど繰越明許費補正の追加を行った牛津中学校の空調設備設置工事の 160 万 8,000 円と、中学校職員及び来客用手洗い自動水栓化工事の入札減、中学校特別教室空調設置工事の入札減の合計として 11 万 8,000 円の減額となっている。

◇生涯学習課長が説明

10 款. 教育費、5 項. 社会教育費、1 目. 社会教育総務費 45 万 9,000 円の減額。

主な内容として、生涯学習センター管理事業として、生涯学習センタードゥイング三日月南にあるふれあい公園外トイレの改修工事の執行残額 10 万 4,000 円と、小城市成人式事業として、先日開催した令和 4 年小城市成人式の映像配信委託料の執行残額 35 万 5,000 円の減額。

続いて、2 目. 公民館費 92 万 4,000 円の減額。

主な内容として、小城町支館管理事業 7 万 9,000 円の減額と、地域交流センター管理事業 84 万 5,000 円の減額、これは共にトイレの改修工事の執行残額。

10 款 6 項. 保健体育費、2 目. 体育施設費 206 万 8,000 円の減額。

主な内容として、右側の説明欄、体育施設管理事業として牛津町寺町にある牛津運動公園トイレの改修工事の執行残額 185 万 2,000 円の減額と、芦刈文化体育館南にある芦刈運動公園外トイレの改修工事の執行残額 21 万 6,000 円の減額。

◇文化課長が説明

10 款. 教育費、5 項. 社会教育費、4 目. 文化振興費、補正額は 375 万 5,000 円を計上。

桜城館施設運営事務 107 万 5,000 円だが、新型コロナウイルス感染症対策として講座等の動画配信を行うための費用で、インターネット環境構築費、ネット配信用機器購入費用等となっている。

次に、小城文化センター施設運営事務 268 万 9,000 円だが、同じく新型コロナウイルス感染症対策として空気清浄機能付エアコンの設置工事を行うもの。

第 3 表、繰越明許費補正として、先ほど説明した桜城館施設運営事務に 108 万 5,000 円、それから、小城文化センター施設運営事務 269 万 4,000 円を繰越明許費補正として追加をしている。

【結果】

了承

【報告第 44 号】

小城市育英資金・小城市小柳育英資金貸付学生募集要項及び小城市給付型育英資金奨学生募集要項について

◇教育総務課長が説明

報告理由としては、令和 4 年度の小城市育英資金・小城市小柳育英資金の育英学生及び給付型育英資金奨学生募集に係る要項を定めたので、報告するもの。

小城市育英資金と小城市小柳育英資金の資格要件、募集人数等は、例年と変わりはない。募集人数については、小城市育英資金は 8 名以内、小城市小柳育英資金は 2 名以内となっている。

また、給付型の育英資金の募集要項、奨学生の資格要件としては、①から④全ての要件を満たすこととしている。

また、貸付型との違いは②のところに学業人物とも優秀と認められること、また、④の小城市立中学校の卒業者であることが挙げられる。また、給付金額としては、貸付型は高等学校で年間 12 万円のところ、給付型は年間 24 万円の給付となっている。

そして、出願手続きのところでは貸付型との違いは、申請者に作文を書いてもらうところ。

【意見・質問】

○F 委員

差し替えの前の資料の給付金額には高等専門学校が入っていたが、これがないということか。

それともう一点、高等学校定時制を含むということで、給付期間が 3 年間とあるが、定時制は今 3 年で卒業する生徒もいるかも分からないが、4 年にはならないのはどんな理由か。

○教育長

今の F 委員のご質問のことも含めてこの給付型について説明をお願いしたい。

○教育総務課庶務係長

まず、この給付型育英資金に関して、給付が始まったのは今年から。これは小城市内の寄附者の方がいらっしゃり、経済的な理由から進学を断念してほしくないということで、高校 3 年間の学資を給付する事業になっている。

期間は条例上も 3 年で、例えば、途中で退学された場合はそこで一旦停止。休学の場合は休学の期間だけ停止、復学されたらまた支給する形で、全体の給付期間として 3 箇年。

こちらはその対象となる学生さんも経済的な困窮度合いもあるので、学校で子どもたちの調書と作文を全部取りまとめて学校長から推薦していただくという形になっている。

また、条例上は高等専門学校も一応範囲だが、佐賀県内の高等学校への進学者という寄附者さんの意向があったため、省いている。

○教育長

給付型は時間を取って別途説明をしたいと思う。まず、小柳育英資金と育英資金のことについて概略の説明を。

○教育総務課庶務係長

給付型は後日まとめて詳しくご説明をしたいと思う。

まず、今は小城市育英資金と小柳育英資金のことを説明させていただく。

こちらは旧町時代から三日月町以外の小城市、牛津町、芦刈町で育英資金という制度がもともとあり、経済的に苦しい家庭の方に貸付けという形でそれぞれ町が貸し付けて、卒業後に返却していただくという制度になっている。これが合併した時点でこの基金を持ち寄って小城市育英資金というのができた。これは小城市になってからは基本的に4町の生徒さんが対象。

そして、小柳育英資金というのは、この資金とは別に小城市独自の寄附金。小柳育英資金というのは寄附者さんがいらっしゃって、そこの基金の中で貸付けをする。こちらは小城市在住の子弟さんを対象にしているので、対象者が違う、小城市限定のものになる。

所得証明等がついているのは、選考の際に基準があり、そちらを点数化して選考委員会でお諮りするという形で所得証明書を添付していただいている。所得証明書は、今取れるのが2年の1月から12月までの所得証明が最新で取れるので、最新の分の所得証明書をつけていただくという形。

【結果】

了承

【報告第45号】

小城市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

◇保育幼稚園課長が説明

申請様式の押印見直しにより細則を改正したため報告をするもの。

支給認定申請書兼施設利用申込書兼児童台帳の保護者名部分に押印を頂いていたが、省略。以下、保護者氏名等、申請者のところに押印があったので、廃止するもの。

【意見・質問】

なし

【結果】

了承

< 休 憩 >

8. その他

(1) 教育委員会の共催及び名義後援事業について

◇教育総務課庶務係長が説明

①小城市文化連盟「小城街道ひなまつり～山から海までひな景色～」後援申請。

②NPO法人ダリア「こども祭り」後援申請。

③放課後児童クラブLab「チームSAGA」「第1回SAGAで☆ただいま！ほうかご」表彰式」後援申請。

④一般財団法人日本リーダー育成推進協会「子どもの潜在能力を引き出す脳科学講座」後援申請。

⑤小城女子ミニバスケットボールクラブ「第13回祇園カップ」後援申請。以上、後援5件の後援承認。

【結果】

了承

(2) 小城市放課後児童健全育成事業実施規則の一部を改正する規則について

◇教育総務課長が説明

前回、ご指摘をいただいた部分について修正をしている。振り仮名については平仮名に統一をし、また、様式の書体については全体的に明朝体に統一をしている。

【意見・質問】

○E委員

様式6号の診断書についてちょっとお尋ねをしたい。

療養者本人用というのは、例えば、お母さんとかが病気をしてしまったということで、保育ができないということで分かるが、介護者用というのがこれを出される保育を主にされる、例えば、お母さんという立場の方で、その方に診断名がつくわけではなく、要介護者の方に診断名がつくのではないか。

○教育長

改めて、これは要介護者と書いたほうがいいのではないだろうか。

○教育総務課副課長

要介護者の方がいるので、介護をしているという証明になる。

○教育長

いずれにせよ、要望があった分についてはきちっと説明をして書いていただくような形を取らないといけない。説明をきちっとしながら、この診断書については書いていただく形になると思う。

【結果】

了承

(3) 小城市育英資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則について

◇教育総務課長が説明

ふりがなに平仮名と片仮名が混在していたので、全てこちらを片仮名に統一している。

それと、貸付けの「け」の送り仮名は、複合語として使う場合は「け」と入れずに、名詞であっても、複合語以外は貸付けと、「け」の振り仮名を入れている。

【意見・質問】

なし

【結果】

了承

(4) 小城市教育委員会の後援名義等に関する規程の一部を改正する訓令について

◇教育総務課長が説明

前回ご指摘があった様式第3号の表題を実施報告書として訂正している。

【意見・質問】

なし

【結果】

了承

(5) 令和4年小城市成人式の参加状況について

◇生涯学習課長が説明

令和4年の小城市成人式については、教育委員の皆様、ご出席を賜り本当に感謝している。

今年の成人式は、小城会場の2部制を1回で開催できたこと、また、当日の映像配信を会場のみ
の視聴からユーチューブで配信したことで、会場来場者だけでなく、ご自宅や遠方で視聴も可能
とした。

昨年に引き続きコロナ禍での開催、特にオミクロン株による感染者が急増してきた中、心配も
あったが、滞りなく無事に開催できたこと、また、成人式そのものを起因とする感染等の報告も現
在あっていないので、非常によかったと思っている。

今後、新型コロナウイルス感染症が収束をしたとしても、このウェブ配信による視聴については
行っていきたいと考えている。

令和4年小城市成人式の参加予定者総数が、523人で、参加実数は421人、80.5%の参加率。

会場ごとに見ると、小城会場が参加率94.5%となっているが、参加予定者数182人に三日月町の
久米、本告、甘木、石木の4地区の対象者が含まれておらず、実際は小城会場で参加をされている
ので、その参加者数で調整をすると参加率は79.6%、三日月会場も同様に調整をすると82.1%、
牛津会場は78.2%、芦刈会場が84%で、各会場若干の増減はあるものの、全体としては約6%の
増加。

反省点としては、大きな問題等は特になかったが、映像配信の開始時間が早かったため、受付開
始前の閑散とした状況から配信されてしまっていたことと、小城会場のゆめぷらっと小城だが、施
設正面に改造車両が10台ほど停車をし、エンジンの空ぶかし等の騒音のため、警察に通報したと
いうことがあっている。ただ、それについては通報と同時に移動をお願いしたところ、速やかに移
動をしていただいたということで特に問題にはなっていない。

来年については、こうした問題点も踏まえ、また、新しい対象の企画運営委員さんと一緒に考え
ていきたいと思っている。

【意見・質問】

なし

【結果】

了承

(5) 新型コロナウイルス感染症の対応について

◇教育部長が説明

コロナ感染ウイルスの対策状況についてだが、今日から佐賀県にまん延防止等重点措置が取られ
る。期間については、本日から2月20日までの25日間という状況。

昨日も佐賀県では感染者が426人、過去最多ということで、小城市の状況については、1月に
入って、1月7日を皮切りに1人、1人という形で出ていたが、ここ数日は10名を上下するよう
な形で、かろうじて20名を超えていないという状況。

県のほうの感染状況の推移は、年末年始の人の移動、それと、成人式等のイベントが広がる要因
になって、オミクロンの感染拡大が速いため、職場、家庭等に広がっている状況。

まん延防止の佐賀県の対応については、今日、新聞等も出ているが、飲食店の短時間要請、酒類
の停止等の要請等も出ている。県民向けの対応として、県外への不要不急の往来を極力抑えること、

混雑した場所への往来も抑える、移動自粛。それと、基本的にはマスク、手洗い、換気、これの対策を徹底するという事になっている。

施設等の収容については、感染対策を講じながら施設の収容は行ってくれと出ている。

学校については、部活動関係では、同じく2月20日まで県内外の交流、宿泊を伴う活動の自粛、練習以外でもマスクを着用、感染対策の徹底、あと使用する道具や器具の消毒。それと、なるべく食事を取らないような活動時間を設定することなどが出されている。

こういう要件の中、本日、小城市としても午後4時からもう一度コロナ対策会議を行う。状況を見ながら、小城市教育委員会施設の貸出し要件、市全体で制限をかけるかを検討したいと思っている。

今のところ佐賀県全体、九州全部まん延防止対策の地域に入っているが、県外への不要不急の自粛が出ているので、施設についてはある程度の範囲の制限をかけていけたらと考えているところ。

新型コロナウイルス濃厚接触チェックリストということで、私たち身の回り、知人とか職場関係で陽性の方が出た場合、自分が濃厚接触者に該当するのかを自分で判断してくれということ。これについては、佐賀県の状況で、PCR検査とか陽性反応の関係者に対しての連絡、これを中心に行っている保健所が、件数が多くて、手が回らない状況でこういうものが出ているというところ。

【意見・質問】

○C委員

もし小城市内の小・中学校で学級閉鎖につながるようなことが出た場合のガイドラインとかは作成されているのか。

○学校教育担当部長

県のほうで感染者が出た場合にどのようにするかということが大体きちんと示されているので、それに従って対応しているところ。

小城市でも感染者が出た場合、どういう対応をするか、症状が出た場合どうするかということは各学校には通知しており、今特に陽性者等が出た場合、濃厚接触者等を各学校において特定するようにしている。それを保健所等の確認をしていただいて、学級を閉めたほうがいいのか、対象者はどうするのかということを検討して、学級閉鎖等にするかどうかの検討をしているというのが現状。

【結果】

了承

9 次回定例教育委員会開催日程及び場所

◇定例会

【日 時】 2月24日(木) 午前9時30分～

【場 所】 小城市役所 西館2階 2-6会議室

10 議事【非公開】

第1 議決事項

【会議録】

教育委員会の会議録について(非公開)

【承認】

第2 協議事項

【協議第10号】

就学援助(準要保護)の認定について

【了承】

第3 報告事項

【報告第46号】

教育委員会事務局職員の休職について

【了承】

【報告第47号】

教育委員会事務局職員の復職について

【了承】